内閣衆質二一二第五六号

令和五年十二月一日

国 務 大 臣 松 野内閣総理大臣臨時代理

博

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員徳永久志君提出イスラエル・パレスチナ情勢をめぐるイスラエルの国際法に従って自国及び自

国民を守る権利に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員徳永久志君提出イスラエル・パレスチナ情勢をめぐるイスラエルの国際法に従って自国及

び自国民を守る権利に関する質問に対する答弁書

## 一について

権 月九日に発表した び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、 エ これを排除するために実力を行使することが認められる場合があること及び国際司法裁 と規定されていること、 1 って自国及び自国民を守る権利を有すると認識しており、 か 利がある旨述べられていることを踏まえ、 ル お なる規定も、 の住民に対して多数の暴力行為が生じている中で、 尋ねについては、 国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、 「パレスチナ占領地 国際連合憲章 一般国際法上、 (昭和三十一年条約第二十六号) における壁建設の法的帰結に関する勧告的意見」 国家は、 我が国として、 個別的又は集団的自衛の 自国又は自国民に対する武力攻撃に至らない侵害に対し、 同 御指摘の「この表現」 国 これらを総合的に勘案し、 には自国 第五十一条において、 の市 固有の権利を害するものでは、 安全保障理事会が国際 良 の生命を守るために対 を用いているところであ 同国が において、 判所が二千四年七 「この憲章の `国際; 0 イスラ 平 法に従 処する な 和及 \ \_ \_

る。

## 二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、国際法上、一般に、 国家が国際法上許容される武力の行使

様で武力の行使が認められるかについては、個別具体の事情によるものであり、お尋ねについて一概にお

を行うに当たっては、国際人道法を含む関連の国際法上の要件に従う必要があるが、どのような状況や態

答えすることは困難である。